

医療貸付事業 融資の ごあんない

独立行政法人
福祉医療機構
<http://hp.wam.go.jp>



医療サービスの提供を支援することで、みなさまの安心した暮らしを支えます

医療貸付事業



事業の概要

病院や診療所、介護老人保健施設などの建物整備や医療機器を購入するための資金、施設運営のための運転資金を長期・固定・低利でご融資します。例えば、地震に強い耐震化整備を行う場合の優遇、金融危機や制度改正などを原因とする突発的な資金不足に対応するための運転資金のご融資など、変化するニーズにマッチする融資メニューをご提供いたします。



東日本大震災が発生して以来、災害に負けない施設作りが注目されているわね!

特色
1

長期に渡る低金利のご融資で病院などの経営を支えます

特色
2

医療分野における長年の実績、および全国データに基づく専門的なアドバイスをいたします

特色
3

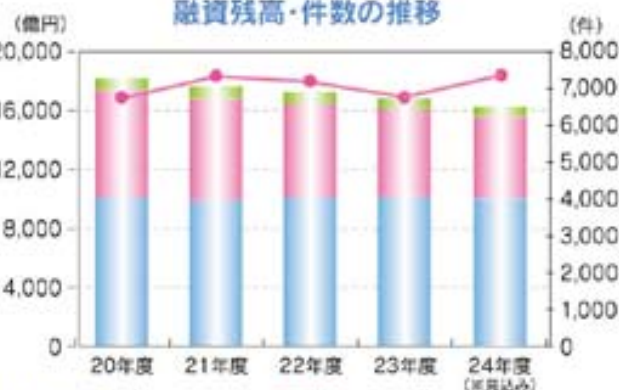
病院の耐震化等を推進するため、融資条件を優遇します

平成22年度以降は耐震化整備のための融資額が大幅に増加している傾向にあります。

融資額・件数の推移



融資残高・件数の推移



東日本大震災 対応状況

医療貸付事業では、681件355億円の災害復旧資金の融資を行いました。
(平成25年2月末までの累計)

※平成25年度における国の予算内容により、融資メニューが変更となる可能性があります。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。

融資の流れ

※ご相談前の契約・着工は原則融資の対象となりませんので、事前にご相談ください。

ご相談

融資による資金調達をご検討されている場合、まずはお電話にてお問い合わせ下さい。次の書類をご準備いただきますと、より具体的な内容のご相談にも対応できます。
①整備計画 ②資金計画 ③直近の決算書 ④計画建物の配置図・平面図
⑤計画敷地の公図や住居地図
※事前相談には時間を要することがございます。遅くとも着工の6か月～1年前にはご相談ください。

お申込み

ご相談いただいた事業計画や資金計画、収支返済計画等の妥当性を確認させていただいたのち、借入申込書を送付させていただきます。

受理・審査

ご提出いただいた書類を元にご融資の可否を決定致します。決定後、「貸付内定通知書」をご郵送いたします。
借入申込書の受付から貸付内定までの期間については、概ね2～3か月程度の審査期間をいただいております。
※内定取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

契約締結・ 資金交付

融資決定、貸付契約の締結、抵当権の設定手続きを終えた後、お客さまとご相談のうえ、送金いたします。

事業完成 報告

事業が完成しましたら、「融資事業完成報告書」をご提出していただきます。

融資の窓口

直接貸付の対象となる融資のご相談とお申込みにつきましては、当機構の本部または大阪支店が窓口となります。

●施設の開設地が東日本のお客様

独立行政法人福祉医療機構(本部)の取扱い

東京本部 医療貸付部 医療審査課

TEL (03) 3438-9940 FAX (03) 3438-0659

●施設の開設地が西日本のお客様

(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域(沖縄県除く))

大阪支店 医療審査課

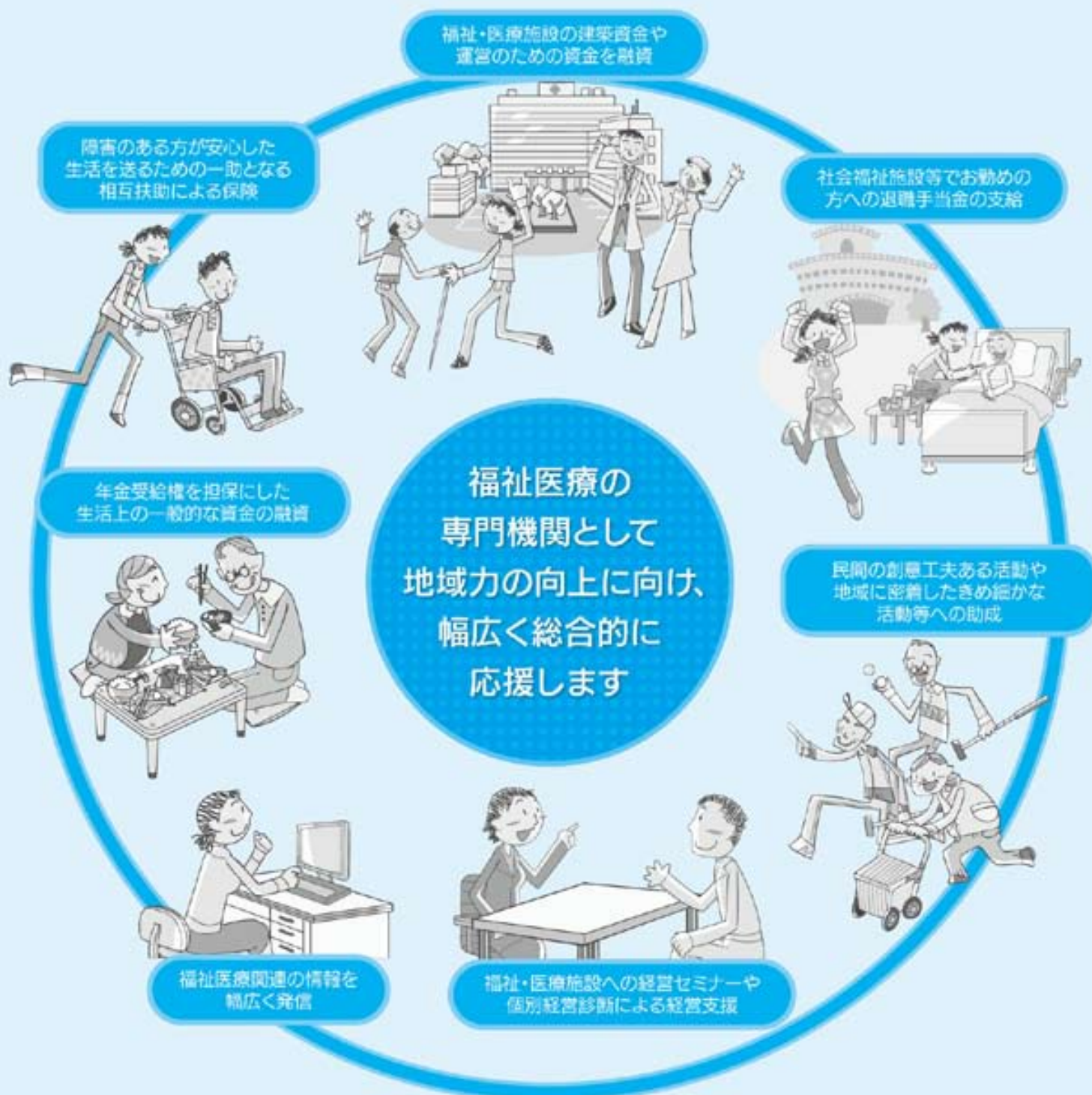
TEL (06) 6252-0219 FAX (06) 6252-0240

E-mail : wam_iryuu01@wam.go.jp



民間活動 応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、
地域の福祉と医療の向上を目指して、
お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、
福祉と医療の民間活動を応援します。



I 医療貸付事業

■ 融資の対象となる施設等と融資を受けられる方	1
■ 融資の窓口	3
■ 直接貸付・代理貸付の範囲区分	4
■ 融資条件及び留意点	5
■ よくあるご質問(Q&A)	7
■ 直接貸付の融資手続きの順序	9
■ 代理貸付の融資手続きの順序	13
■ 病院	17
■ 特定病院の融資条件	19
■ 500床以上の病院についての融資条件	19
■ 介護老人保健施設	21
■ 診療所	23
■ 土地取得資金	25
■ 医療従事者養成施設	27
■ 助産所	27
■ 指定訪問看護事業	28
■ 標準建設費の計算(医療従事者養成施設・助産所)	29
■ 病院の耐震化整備事業に関する資金	30
■ 地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備事業に関する資金	30
■ 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の対象となる高台移転及び耐震化整備事業に関する資金	31
■ 国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画に基づく施設整備事業に関する資金	31
■ 病院等の自家発電設備等の導入工事に関する資金	32
■ 医療施設の再生可能エネルギー等施設整備事業及び環境・エネルギー対策に係る設備整備事業に関する資金	32
■ 病院の高額医療機器に係る機械購入資金	33
■ 経営安定化資金	33
■ 療養病床転換支援資金(長期運転資金)	34
■ 受託金融機関一覧	35
■ 団体信用生命保険特約制度	37

II 経営支援事業 38

融資の対象となる施設等と融資を受けられる方

● 融資の対象となる施設等

病院
診療所
一般診療所・健診センター・指定通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む
歯科診療所
共同利用施設－医師会が開設する臨床検査センター



● 融資を受けられる方

病院又は診療所を開設する
個人
医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
学校法人－医・歯学部を置く大学を設置する学校法人
厚生労働大臣が定める次の者
(ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
(イ)農業協同組合もしくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会(いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、農工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
(ウ)宗教法人
(エ)厚生年金保険の適用事業所の事業主

国立病院等の資産の譲受に要する資金



国立病院等の資産を譲渡した価額で譲渡を受ける
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
学校法人－保健医療に関する教育研究を行う大学を設置する学校法人
厚生労働大臣が定める次の者
農業協同組合連合会、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

社会保険病院等の資産の譲受に要する資金



社会保険病院等の資産の譲渡を受ける
医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
学校法人－医・歯学部を置く大学を設置する学校法人
厚生労働大臣が定める次の者
(ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
(イ)消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、農工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
(ウ)宗教法人
(エ)厚生年金保険の適用事業所の事業主

介護老人保健施設

介護老人保健施設を開設する

医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
個人
学校法人

厚生労働大臣が定める次の者

- (ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
- (イ)農業協同組合もしくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
- (ウ)宗教法人

医療従事者養成施設

一助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・臨床工学士・義肢装具士・救急救命士・歯科衛生士

左記の養成施設を開設する

医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。）
日本赤十字社（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。）

学校法人一医・歯学部を置く大学を設置する学校法人

厚生労働大臣が定める次の者

- （病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する施設を開設する場合に限る。）
- (ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
- (イ)農業協同組合もしくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
- (ウ)宗教法人

助産所

一児童福祉法に規定する助産施設を除く

助産所を開設する

個人
医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会は除く。）

指定訪問看護事業

指定訪問看護事業を実施する

医療法人
社会福祉法人
日本赤十字社
医師又は看護師等を会員として設立した一般社団法人
厚生労働大臣が定めた営利を目的としない法人
厚生労働大臣が定める次の者

- (ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
- (イ)農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
- (ウ)宗教法人
- (エ)財団法人厚生年金事業振興会、財団法人船員保険会、社団法人日本海員振済会、社団法人全国社会保険協会連合会及び社団法人北海道総合在宅ケア事業団

融資の窓口

● 直接貸付

次頁に掲げる直接貸付の取扱いとなるものについての融資相談と融資申込みはともに、当機構の本部又は支店を窓口としています。(主に病院、介護老人保健施設等の融資についてご相談に応じていますのでお尋ねください。)



開設地が西日本のお客様

独立行政法人福祉医療機構（大阪支店）

〒541-0054 大阪市中央区南本町3-6-14
イトウビル3階
医療審査課 TEL(06)6252-0219
FAX(06)6252-0240

開設地が東日本のお客様

独立行政法人福祉医療機構（本部）

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13
神谷町セントラルプレイス9階
医療貸付部医療審査課 TEL(03)3438-9940
FAX(03)3438-0659

(注)開設地が沖縄県のお客様は、沖縄振興開発金融公庫でのお取り扱いになります。

沖縄振興開発金融公庫 〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1-2-26 融資第二部 医療・生活衛生融資班
TEL(098)941-1830 FAX(098)941-1910

● 代理貸付

直接貸付以外（診療所等）の融資相談と融資申込みの窓口は下記のとおりです。

—— 相談の窓口 ——

医療貸付部医療業務課

TEL(03)3438-9934 FAX(03)3438-0659
〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13(神谷町セントラルプレイス9階)

—— 融資の窓口 ——

全国の都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合の本店・支店(代理店については、35頁・36頁をご参照ください。)

直接貸付・代理貸付の範囲区分

融 資 対 象 施 設					直接貸付	代理貸付
病 院	特 定 病 院	法 人 の 開 設 す る 病 院	① 地域医療支援病院		○	
			② 医育機関附属の病院(大学病院)			
			③ 臨床研修指定病院			
			④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院 で、精神病床200床以上の病院			
			⑤ 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院			
			⑥ 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期 及び専門診療等を担う病床数100床以上の病院(注)			
		⑦ 療養病床を有する病院				
	⑧ 特殊診療機能を有する病院(新設又は増床事業に対する特例融資)(注)					
	⑨ 法人の開設する医療従事者養成施設を付設する病院					
	⑩ 医師会が開設する⑤以外の病院					
	⑪ 医療施設近代化施設整備事業を行う病院					
	⑫ 耐震化整備事業を行う病院					
	⑬ 次の都府県で開設する病院(注) 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県	建 築 資 金 の 借 入 申 込 金 額	3.5億円超		○	
			3.5億円以下			
	⑭ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する病院			○		
	⑮ 上記①～⑭以外の病院				○	
	⑯ 高額な医療機器の購入資金			○		
⑰ 介護老人保健施設			○			
診 療 所	⑱ 医師会が開設する共同利用施設			○		
	⑲ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する診療所					
	⑳ 上記⑱⑲以外の診療所				○	
医 療 従 事 者 養 成 施 設	㉑ 医師会・公益法人が開設する単独の養成施設			○		
	㉒ 直接貸付の対象となる病院に付設の養成施設					
	㉓ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する施設					
	㉔ 上記㉑㉒㉓以外の養成施設				○	
㉕ 国立病院・社会保険病院等の資産の購入資金			○			
指 定 訪 問 看 護 事 業	㉖ 医師会・看護協会が実施する訪問看護事業			○		
	㉗ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が実施する訪問看護事業			○		
	㉘ 上記㉖㉗以外の訪問看護事業				○	
助 産 所	㉙ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する施設			○	○	
	㉚ 上記㉙以外の助産所					
㉛ 療養病床転換支援資金			○			
㉜ 新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する運転資金			○			
㉝ 地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備事業に関する資金			○			
㉞ 経営環境変化に伴う経営安定化資金			○			

(注) 1. ⑥については20頁をご参照ください。

2. ㉘については、医療法施行規則第30条の32の2及び第30条の33に規定する病床を含む病院として都道府県が認める新設又は増床事業をいいます。

3. ㉛の建築資金の借入申込金額には、既往貸付残高を含みます。

融資条件及び留意点

担保

- 1 融資により建築または取得する不動産（建物、敷地）は担保として提供していただきます。
なお、この場合の抵当権の順位は、第1順位で設定することが条件となります。
- 2 融資対象施設の敷地は原則として担保提供していただきます。
- 3 担保提供となる土地の上に建物がある場合は、原則として当該建物も併せて担保提供していただきます。
※建築する建物の敷地に既に機構以外の抵当権が設定されている場合は、当該抵当権を建物竣工後に一旦抹消し、再設定をお願いする場合がございます。
- 4 建物貸借に要する資金での融資は、融資金額見合いの残存評価がある不動産担保が必要となります。その際の担保順位は問いません。
- 5 病院、介護老人保健施設、診療所の経営安定化資金については、診療報酬債権等を担保（診療報酬月額等の2倍以内）としていただくことも可能です。
- 6 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、さらにその保険金請求権の上に質権を抵当権と同順位で設定させていただきます。

保証

- 1 借入申込者が法人である場合は、法人の役員1名以上の個人保証が必要です。
- 2 借入申込者が個人である場合は、本人以外で1名以上の個人保証が必要です。
- 3 貸付利率に一定率を上乗せすること（オンコスト制度）を条件として個人保証を免除することができます。
※オンコスト制度を選択して契約した場合、後日保証人をたてることで金利を引き下げる変更はできませんので、ご注意ください。

利率

- 1 融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
- 2 償還期間が10年を超える場合は、次のいずれかを選択していただきます。
（1）完全固定金利制度（償還期限まで固定する制度）
（2）10年経過ごと金利見直し制度（10年経過ごとに金利を見直す制度）
- 3 償還期間が10年以下である場合は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時からの固定（完全固定金利制度）を適用します。

償還方法

- 1 元金は据置期間経過後、毎月または3か月ごとの元金均等または元利均等償還となります。ただし、診療報酬債権等を担保としていただく場合は、元金均等の毎月償還となります。（元利均等償還は、介護老人保健施設と代理貸付には適用されません。）
- 2 利息は融資金額の残高に対する後払いで、融資実行（金銭消費貸借契約締結）後、元金の償還方法に準じます。ただし、診療報酬債権等を担保としていただく場合は、融資月の翌月から毎月払いです。
- 3 当機構への償還方法は、機構口座へのお振込みまたは預金口座振替（銀行自動引き落とし）のいずれかです。

任意繰上償還

- 1 償還期限前に任意に融資金額の全部または一部を繰上償還する場合は、繰上償還額に加えて、当機構算出の「弁済補償金」をお支払いいただくことを条件に、繰上償還を認めることとなります。

- 2 繰上償還を行う場合は、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」による申し出が必要です。
- 3 「弁済補償金」とは、下記の(1)と(2)を比べて、(1) > (2)のときにその差額をお支払いいただく制度となります。
 - (1) 繰上償還前の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定であった元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計
 - (2) 繰上償還後の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定であった元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計(全額繰上償還の場合は、元金合計額として計算します。)

違 約 金

当機構との信頼関係を損ねる次のような場合には、違約金を徴収することがあります。

- 1 融資金を定められた用途以外に使用した場合または長期にわたり使用しない場合
- 2 虚偽の申し出・報告または必要な事実の申し出・報告を怠ったことにより超過貸付となった場合
- 3 融資により建設した建物または土地等を、融資の対象とした施設または事業以外の用途に使用した場合

反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて

医療貸付事業では、反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みとして、平成24年4月1日以降に借入手続きを行うものから金銭消費貸借契約証書に暴力団排除条項を導入いたしました。

当機構では、今後も公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性の確保に努めて参ります。

反社会的勢力とは…

反社会的勢力とは、①暴力団、②暴力団員、③暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、⑦社会運動等標ぼうゴロ、⑧特殊知能暴力集団等又は⑨その他これらに準ずる者及びこれらの者と一定の関係を有すると認められる者※を言います。

※「⑨その他これらに準ずる者及びこれらの者と一定の関係を有すると認められる者」の詳細等につきましては、機構ホームページをご覧ください。

新築資金と増改築資金の区別

当機構でいう「新築資金」は医療施設等を新たに開設するにあたって建物の設置、整備に必要な資金であり、「増改築資金」は現に開設している医療施設等を建替え（取り壊し新築）たり、増改築したりする場合の建物の設置、整備に必要な資金をいいます。

したがって、新たに病院、診療所等を開設するための建物の“購入”または“賃借”に要する資金も新築資金として取り扱います。

また現に開設している診療所を増改築して病院とする計画は、病院の新築資金として取り扱います。

移転開設事業と資金の区別

二次医療圏等の単位地域を離れて移転開設する場合は新築資金とし、同一単位地域内で移転開設する場合は、同一敷地内での建替（取り壊し新築）計画と同様、増改築資金として取り扱います。

よくあるご質問(Q&A)

Q.1

病床や施設の不足・充足のいずれかによって融資条件が異なる場合がありますが、どのように区分されているのですか？

A.1

①病院・有床診療所の場合

当該施設の所在地を含む医療圏の病床数が、各都道府県の医療計画に定められた必要病床数に満たない地域は「病床不足地域」、必要病床数を満たしている地域は「病床充足地域」として取り扱います。病床の不足・充足の状況は、各都道府県にお問い合わせください。

②無床診療所・歯科診療所の場合

診療所を開設する市区町村における既存の診療所数が、当機構の定める基準診療所数に満たない地域は「診療所不足地域」、基準診療所数を満たしている地域は「診療所充足地域」として取り扱います。診療所数の不足・充足の状況は、当機構のホームページ(<http://hp.wam.go.jp/> 機構トップページ)「医療貸付事業」診療所への融資のご案内(新設融資対象地域検索)で確認することができます。

③助産所の場合

開設地が助産所の不足地域であるかどうかは、当機構 医療貸付部 医療業務課 (TEL03-3438-9934)までお問い合わせください。

Q.2

現在、勤務医です。無床診療所を新規に開業したいのですが、どのように融資の申し込みを行えばいいのでしょうか？

A.2

無床・歯科診療所の開業にあたって新築資金(建物の建築・購入・賃借(敷金・保証金等))をご利用いただくには、まず、その開設地域が無床・歯科診療所の不足地域であることが必要です。当機構のホームページ(<http://hp.wam.go.jp/> 機構トップページ)「医療貸付事業」診療所への融資のご案内(新設融資対象地域検索)にてご確認ください。融資対象地域に該当しましたら、当機構の受託金融機関にご相談ください(融資の条件についてはP.5～6及びP.23～24、手続きについてはP.13～14、受託金融機関についてはP.35～36を参照ください)。なお、新築資金のご利用を伴った場合のみ機械購入資金及び長期運転資金をご利用いただけます。

Q.3

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの融資制度はありますか？

A.3

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームにつきましては、社会福祉法人等が整備する一部のみ当機構の福祉貸付事業でお取り扱いできる場合があります。

【福祉貸付事業で融資の対象となる有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅含む)】

・特定有料老人ホーム

老人福祉法29条に規定する有料老人ホームであって以下のいずれにも該当するもの。

- ①老人福祉法に規定する介護老人ホーム、特別介護老人ホーム又は、軽費老人ホーム、病院または介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。
- ②定員が50人未満のもの。
- ③利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。

融資を受けられる方

- 社会福祉法人
- 医療法人
- 一般社団法人または一般財団法人

・下記の法律に基づき整備される有料老人ホーム

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づき整備される有料老人ホーム

融資を受けられる方

- 社会福祉法人
- 一般社団法人または一般財団法人
- 営利を目的とする法人等

※上記以外でも、病院または診療所の療養病床の転換または廃止に伴い整備される有料老人ホームは対象となります。

【お問い合わせ先】福祉貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL:03-3438-9298

Q.4 病院を建築し、医療法人に貸借する場合、その建築資金は融資対象になりますか？

A.4 融資対象外となります。病院にかかわらず、「借入申込者＝開設者＝融資対象物件の所有者」が原則です。

Q.5 既存施設を取り壊して、同一敷地内で建て替える場合、資金種類は何になりますか？

A.5 増改築資金となります。なお、開設者が変更となる場合や二次診療圏等の単位地域を離れての移転の場合は、新築資金となります。つまり、新築資金とは、新たに開設するにあたっての建物の設置、整備に必要な資金となります。したがって、新たに病院・診療所等を開設するための建物の「購入」または「貸借」は新築資金として取り扱います。また、現に開設している診療所を増改築して病院とする計画は、病院の新築資金となります。

Q.6 増改築とはどのような工事ですか？スプリンクラーの設置工事や空調工事も含まれますか？

A.6 スプリンクラー設置工事や空調工事も含まれます。
医療貸付資金という増改築とは、現に開設している施設を全面的に建替え（取り壊し新築）たり、一部増築したり、内部改修をしたりする工事を全て含んでいます。

Q.7 既存施設を取り壊す解体撤去費用は融資対象になりますか。

A.7 医療貸付資金においては、解体撤去費用は融資対象外です。

Q.8 過去に新築資金の融資を利用しましたが、その後に増改築資金の融資を利用することは可能ですか？

A.8 新築資金をご利用いただいたお客様が、同一施設を増築や内部改修等を行う場合であっても、ご融資の対象となります。
ただし、施設ごとにご融資の限度額等諸条件があるので、その範囲内でご利用いただくことになります。

Q.9 建築予定の施設の敷地が、市からの借地のため担保提供できないのですが、融資は可能ですか？

A.9 医療貸付資金をご利用の場合、原則として施設の敷地、建物を担保提供していただきます。その際に、当機構のご融資を受けて取得または建築された物件は、当機構が抵当権第一順位となります。
借地等のため担保提供の承諾が得られない場合は、借地契約の内容等の確認や個々の事情を勘案したうえで、融資対象建物のみ担保提供で融資をしている事例もあります。

Q.10 付属施設となっている看護師宿舎や保育施設のみを単独で整備する場合、融資は可能ですか？

A.10 単独で整備する場合でも融資の対象となります。ただし、あくまでも本体施設（病院、老健、診療所）の付属施設の位置付けですので、どの本体施設のための付属施設になるのかによって融資条件が異なります。

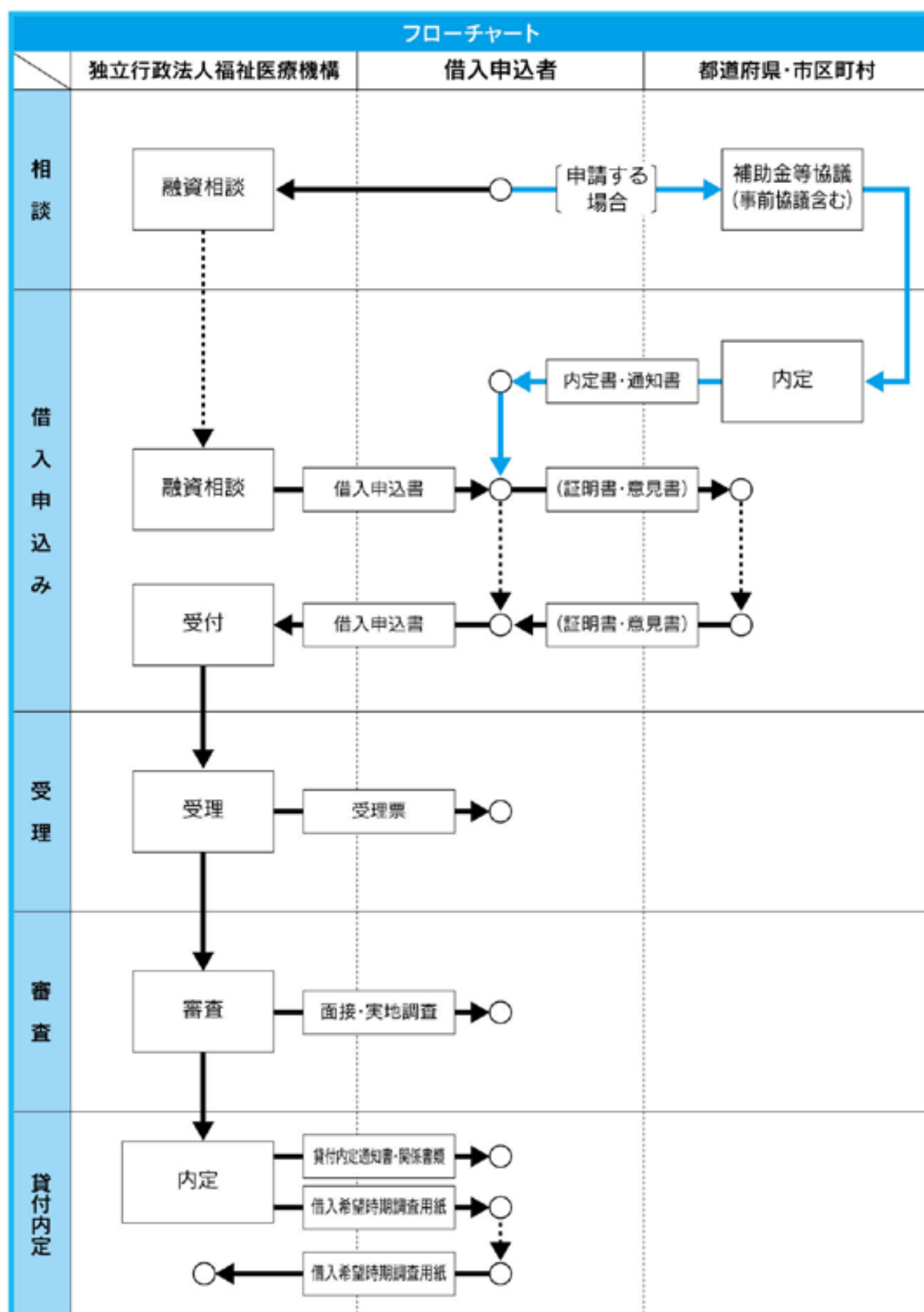
Q.11 付属施設の保育施設とは託児所も該当しますか？

A.11 勤務する職員及びその家族の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児の保育の用に供する施設であれば該当します。

Q.12 はり・マッサージの施術所の融資は可能ですか？

A.12 平成18年度に行政改革推進本部から示された当機構の事務及び事業の改廃に関する勧告に基づき、平成20年4月より融資条件が見直された結果、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設に対する融資が廃止となりました。

直接貸付の融資手続きの順序(相談～貸付内定)



手 続 き 概 要

相 談

【融資相談】

整備事業計画がまとまる以前の設計や事業計画、経営計画についても随時ご相談を受けております。ご相談にはお時間をいただきますので、事前に当機構へお越しになる日時をご連絡ください。また、次の書類をご準備していただきますと、より具体的な内容のご相談に対応できます。

①法人の沿革

②計画趣意書

今回の計画が「どのように経営理念・運営方針の実現化を図ることになるのか」という視点で作成をお願いします。(経営理念・運営方針については表紙裏をご参照ください。)

③計画図面(配置図・平面図)

④収支計画・償還計画

⑤直近2か年分の決算書・確定申告書一式(附属明細を含む)

⑥既存病院を有する場合は、医療監視の際に都道府県(保健所)に提出した「第一表 施設表」

貸付内定前に事業(設計監理契約を除く)に着手してしまいますと(工事請負契約を含みます)、原則ご融資の対象となりません。ご融資の相談については、都道府県等との協議に併せてご連絡いただくなど、計画初期の段階(着工の6か月～1年前)からできるだけお早めにご連絡ください。

ご融資の相談窓口は、計画施設の種類・借入金額・開設場所により異なりますので、当機構または代理店にお問い合わせください。直接貸付・代理貸付の範囲区分によって融資の窓口を定めております。

借 入 申 込 み

【お申込み】

お申込みにあたっては、原則として「借入申込者＝開設者＝融資対象物件の所有者」であることが必要です。

借入申込書は、相談で十分に調整を行った後に配布いたします。遅くとも工事着工希望時期の3か月前にはご提出ください。

借入申込みの手続きを行った後、事業内容および経理の状況等について重大な齟齬が判明したとき、または必要な事実の報告等を怠ったときは、ご融資をお断りする場合がありますのでご注意ください。

【都道府県知事等の証明書・意見書】

借入申込書類に、都道府県知事等の証明書または意見書が必要となります。

受 理

【借入申込受理票の送付】

借入申込受理票は、内容を確認して発行します。借入申込書類に不備等がございますと受理までに期間をいただく場合があります。

なお、借入申込受理票は、ご融資をお約束するものではありません。融資の可否については、受理後に審査を行い決定いたします。

審 査

【審査】

借入申込書の受付から貸付内定までの期間については、概ね2～3か月程度の審査期間をいただいております(融資金額や事業計画の規模により審査期間が異なります。ご注意ください)。

また、審査期間中に面談や現地の確認をさせていただくこともございます。

貸 付 内 定

【審査結果の通知】

審査の結果、ご融資させていただく場合には、「貸付内定通知書」を送付いたします。

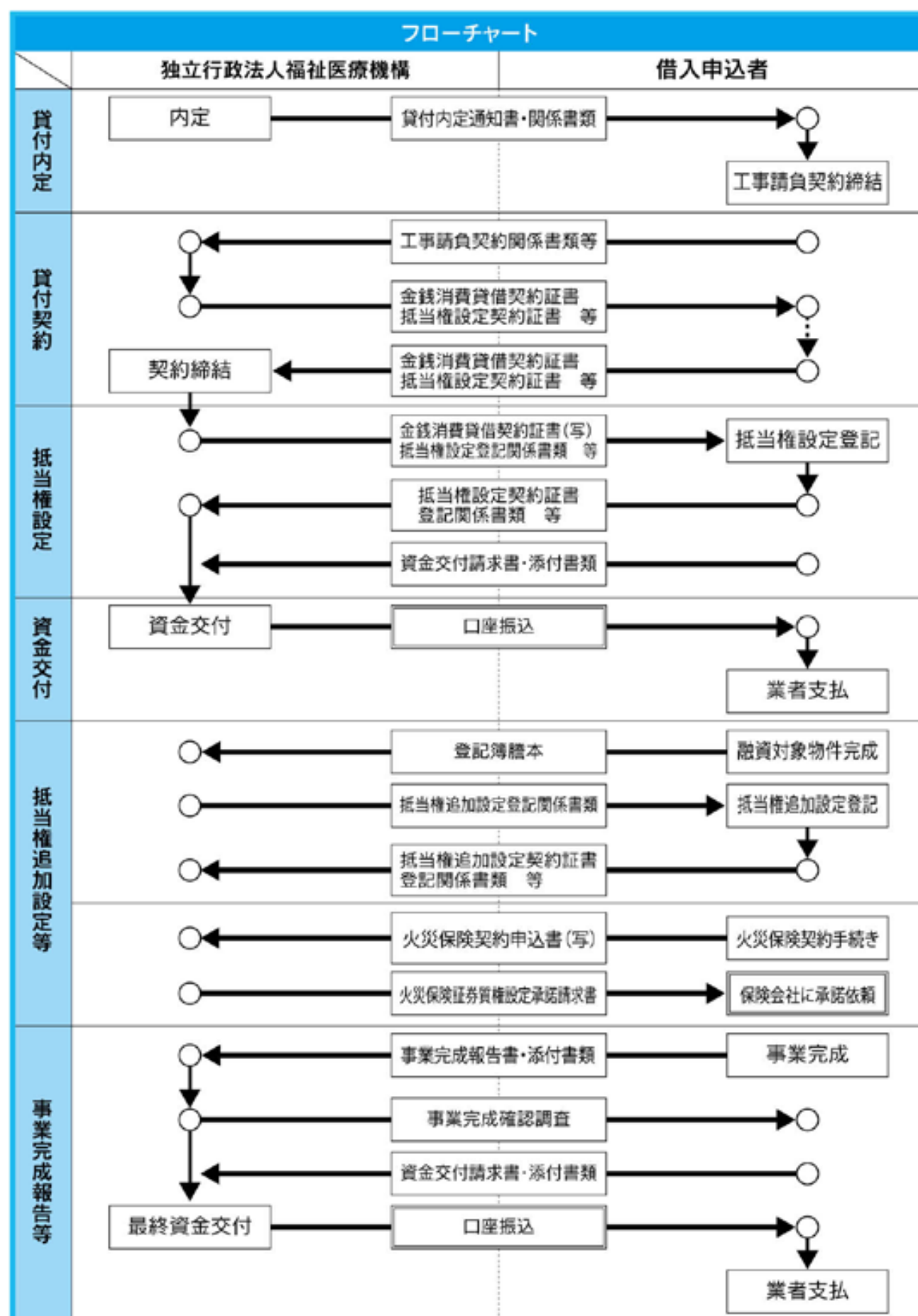
貸付内定通知書では、融資金額・償還方法などの他、貸付契約にあたっての貸付条件等をお知らせいたします。

なお、貸付内定通知書に記載した内定取消事由に該当する状況となった場合は、内定を取り消すことがあります。

【資金交付時期の確認】

借入希望時期調査用紙を送付いたしますので、資金が必要となる時期をご記入後、ご返送ください。

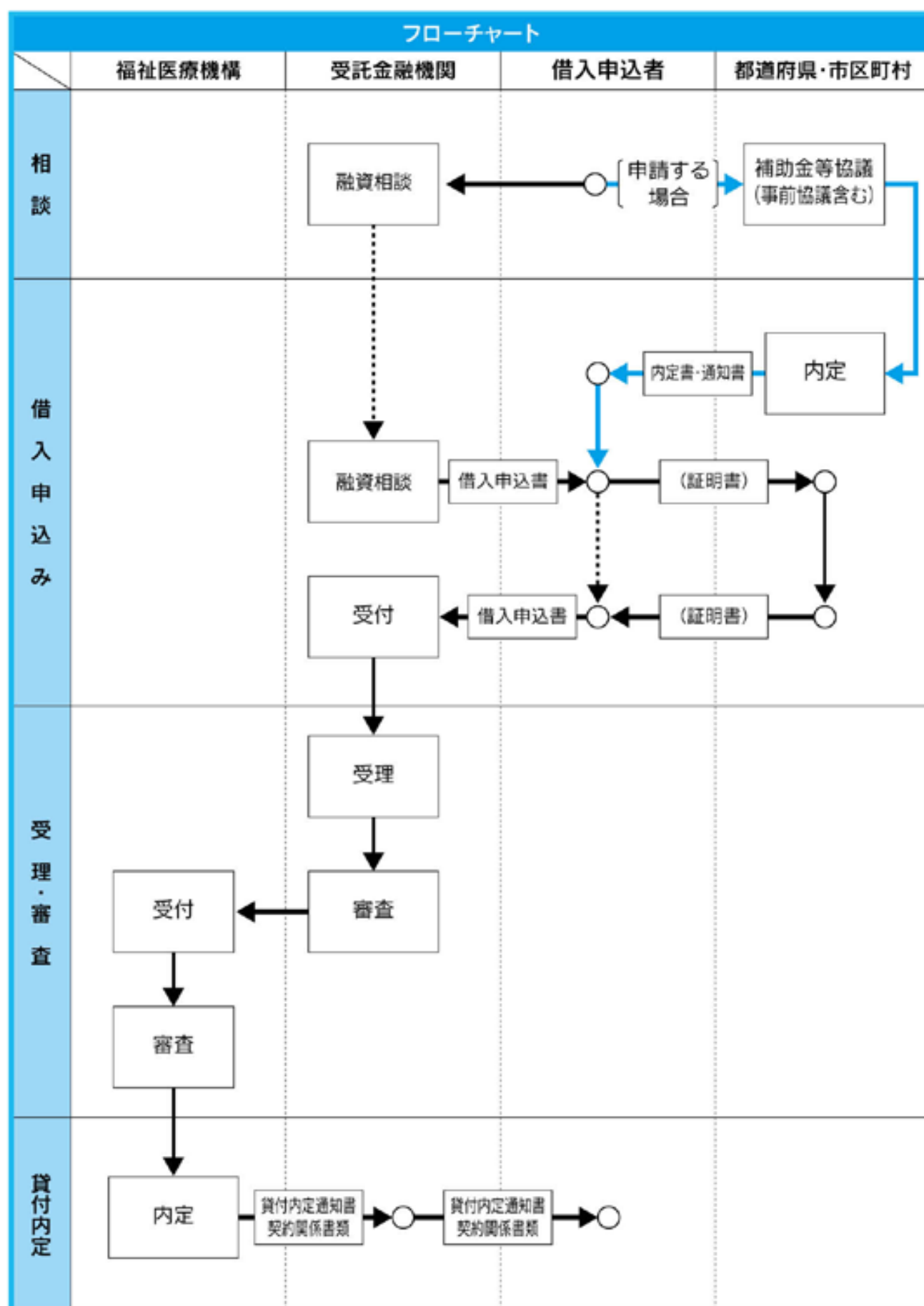
直接貸付の融資手続きの順序(貸付内定～事業完成報告等)



	手 続 き 概 要
貸付内定	【貸付内定通知書の送付】 「貸付内定通知書」は、その後の手続きに必要な関係書類と一緒に送付いたします。
貸付契約	【金銭消費貸借契約締結の時期】 資金交付希望月の約1～2か月前に締結します(資金交付を伴わない契約締結はできません)。 【金銭消費貸借契約証書等の送付】 工事請負契約関係書類等の内容精査後、「金銭消費貸借契約証書」等をお送りします。 【金銭消費貸借契約証書等の返送】 金銭消費貸借契約証書等が届きましたら記載内容をご確認の上、所定の手続きをとり、速やかにご返送ください。 【金銭消費貸借契約・抵当権設定契約の締結及び通知】 ご返送いただいた契約書類に基づき、金銭消費貸借契約、抵当権設定契約を締結いたします。 契約締結後は、貸付契約締結のご連絡とともに、抵当権の設定登記関係の書類を送付いたします。
抵当権設定	【抵当権の設定登記手続き】 速やかに抵当権設定登記手続きをお済ませいただき、登記完了後に指定書類をご提出ください。 担保物件への抵当権設定登記の完了を確認後、資金交付を行うこととなります。
資金交付	【資金交付請求書、添付書類の提出】 資金交付希望時期の2週間前までに指定書類をご提出ください。 【資金交付】 「資金交付請求書」の内容を確認の上、ご指定いただきました金融機関の口座へ送金いたします。
抵当権追加設定等	【融資対象物件完成の報告】 融資対象物件が完成しましたら、登記完了後速やかに「登記簿謄本」をご提出ください。 【抵当権追加設定の手続き】 抵当権追加設定登記の手続きに必要な書類をお送りしますので、速やかに手続きをお済ませいただき、登記完了後に指定書類をご提出ください。 【火災保険の加入及び質権の設定】 融資対象物件が完成しましたら、当該物件を対象物件とする火災保険に必ずご加入ください。 当該火災保険の保険金請求権に当機構を質権者とする質権を設定(原則、抵当権と同順位)いたします。
事業完成報告等	【事業完成報告書の提出・確認】 融資対象物件の登記が完了し、施設の開設(変更)許可及び使用(変更)許可等の諸手続きが完了した際は速やかにご提出ください。 【事業完成確認調査の実施】 事業完成報告書のご提出後、事業の完成状況を確認するため、原則現地調査を実施します。 【最終資金交付】 事業完成確認調査完了後、「資金交付請求書」の内容を確認の上、ご指定いただきました金融機関の口座へ送金いたします。

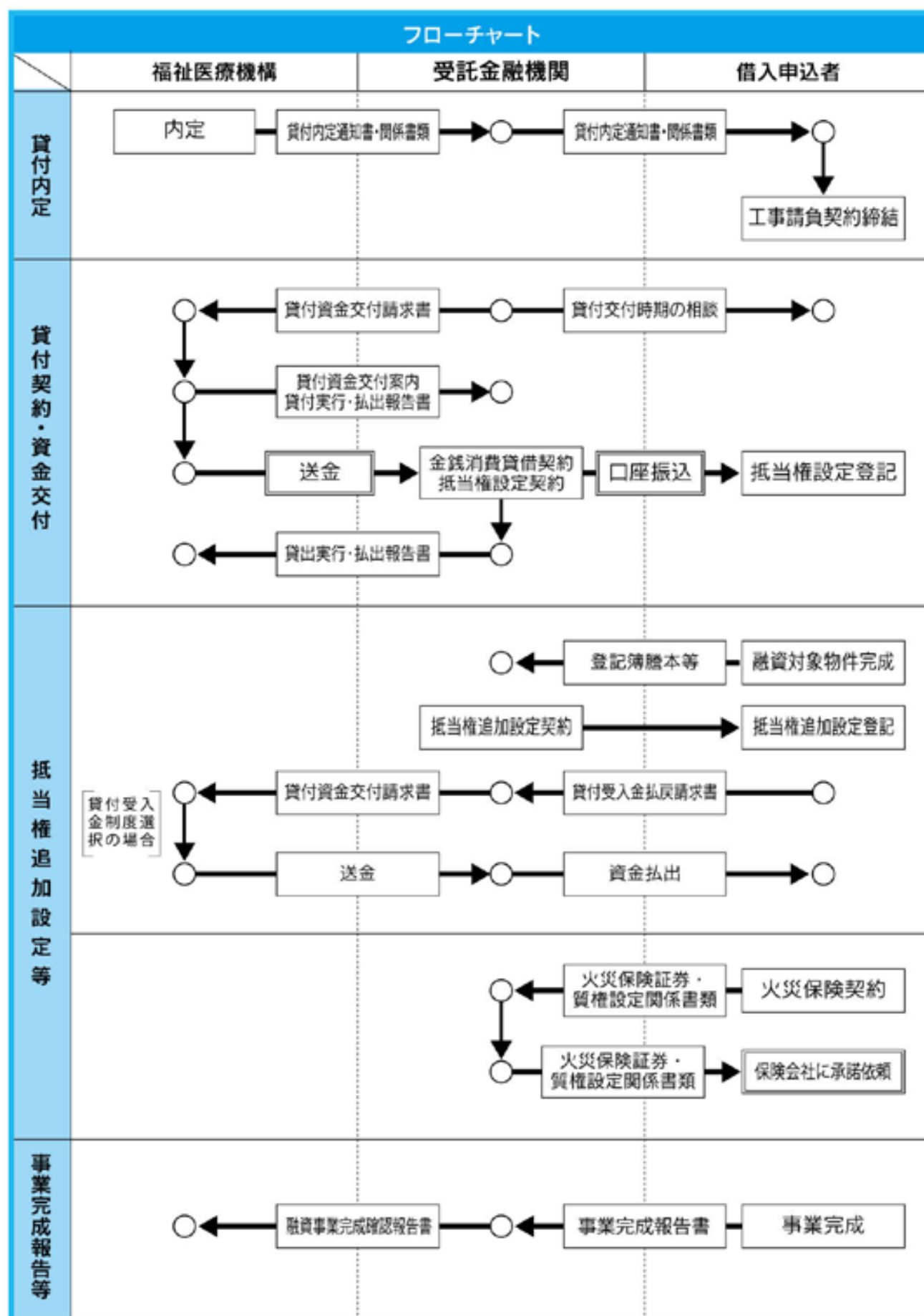
※融資手続きの標準的なケースを想定しておりますので、計画内容により異なる場合があります。

代理貸付の融資手続きの順序(相談～貸付内定)



	手 続 き 概 要
相 談	【融資相談】 受託金融機関(35・36頁参照)にご相談ください。 その際、次の書類をご準備していただきますと、より具体的な内容のご相談に対応できます。 ①計画趣意書 ②資金計画(調達計画も含みます) ③計画図面(配置図・平面図) ④直近2ヶ年分の決算書・確定申告書一式(附属明細を含む) 貸付内定前に事業(設計監理契約を除く)に着手してしまいますと(工事請負契約を含みます)、原則ご融資の対象となりません。ご融資の相談については、都道府県等との協議に併せてご連絡いただくなど、計画初期の段階からできるだけお早めにご連絡ください。 ご融資の相談窓口は、計画施設の種類・借入金額・開設場所により異なりますので、当機構または受託金融機関にお問い合わせください。直接貸付・代理貸付の範囲区分(4頁参照)によって融資の窓口を定めております。
借 入 申 込 み	【お申込み】 お申込みにあたっては、原則として「借入申込者＝開設者＝融資対象物件の所有者」であることが必要です。 借入申込書は、受託金融機関と十分に調整を行った後に受託金融機関から配布いたします。 借入申込みの手続きを行った後、事業内容および経理の状況等について重大な齟齬が判明したとき、または必要な事実の報告等を怠ったときは、ご融資をお断りする場合がありますのでご注意ください。 【都道府県知事等の証明書】 病院及び有床診療所のご計画の場合は、借入申込書類に都道府県知事等の証明書が必要となります。
受 理 ・ 審 査	【審査】 受託金融機関から当機構に借入申込書が提出されてから貸付内定までは、病院の場合2か月程度、診療所等の場合2週間程度の審査期間をいただいております。
貸 付 内 定	【審査結果の通知】 審査の結果、ご融資させていただく場合には、「貸付内定通知書」を受託金融機関経由にて送付いたします。 貸付内定通知書では、融資金額・融資時期・償還方法などの他、貸付契約にあたっての貸付条件等をお知らせいたします。 なお、貸付内定通知書に記載した条件が整わない状況となった場合は、内定を取り消すことがあります。

代理貸付の融資手続きの順序(貸付内定～事業完成報告等)



	手 続 き 概 要
貸付内定	【貸付内定通知書の送付】 貸付内定通知書は、その後の手続きに必要な関係書類と一緒に送付いたします。
貸付契約・資金交付	【貸付資金交付請求】 貸付内定通知書の貸付条件、工事の進捗状況等を勘案して資金交付希望月を受託金融機関とご相談ください。 【資金交付】 当機構から受託金融機関を経由し、口座へ送金いたします。 【金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約】 資金交付と同日付で「金銭消費貸借契約」と「抵当権設定契約」を締結いたします。速やかに抵当権設定登記手続きをお済ませください。
抵当権追加設定等	【火災保険の加入及び質権の設定】 融資対象物件が完成しましたら、当該物件を対象物件とする火災保険に必ずご加入ください。その保険金請求権に質権設定(原則抵当権と同順位)をいたします。
事業完成報告等	【事業完成報告書の提出・確認】 融資対象物件の登記が完了し、施設の開設(変更)許可及び使用(変更)許可等の諸手続きが完了した際は速やかに受託金融機関にご報告いただき、事業完成報告書をご提出ください。

病 院

耐震化整備事業については、30頁をご参照ください。(耐震化整備事業の場合、標準建設費(標準建築面積・標準建築単価)の考え方は用いません。)

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金	病床不足地域における新設の場合 特殊診療機能病院等地域の实情により特に必要と認められる新設の場合	建築または購入 (※)	耐火 20年超30年以内 (3年以内) 耐火・その他 20年以内 (2年以内)	1.限度額 建築資金 7億2千万円 看護師宿舎 6,000万円加算 保育施設 1,500万円加算 在宅介護支援センター 2,000万円加算 医療施設近代化施設整備事業のうち電子カルテ等医療情報支援システムを整備する病院 8,000万円加算 ただし、特定病院については19頁参照 500床以上の病院については19頁参照 2.標準建設費の80%以内 ①一般病床のみを有する病院のうち病床数200床未満の病院に対する建築資金については融資率を90%以内とします。 ②臨床研修指定病院の建築資金については融資率を90%以内とします。 ③社会医療法人の建築資金については融資率を90%以内とします。 3.土地取得資金 3億円 次の①～③については、土地取得資金も融資の対象となります。(25頁参照) ①新築資金 ②甲種増改築資金(増床又は移転事業の場合) ③社会医療法人の乙種増改築資金(移転事業の場合)
		貸借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内) 権利金 5年以内 (6か月以内)	
増改築資金	甲種 病床不足地域における増改築の場合 増床を伴う特殊診療機能病院等の増改築の場合	建築または購入 (※)	耐火 20年超30年以内 (3年以内) 耐火 20年以内 (2年以内) その他15年以内 (2年以内)	
		貸借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内) 権利金 5年以内 (6か月以内)	
	乙種 病床充足地域における増改築の場合	建築または購入	耐火 20年超30年以内 (3年以内) 耐火 20年以内 (2年以内) その他15年以内 (2年以内)	
		貸借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内) 権利金 5年以内 (6か月以内)	
機械購入資金	先進医療等に使用する高額な医療機器 (33頁参照)		5年以内、先進医療の場合は10年以内 (6か月以内)	1.限度額 7億2千万円 2.購入価格の80%以内 (1品の価格が5,000万円以上)
長期運転資金	新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する運転資金		5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内 (1年以内)	限度額 1億円
	経営安定化資金 (33頁参照)		8年以内	限度額 3.6億円

(注)災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。

(※)国立病院・社会保険病院等の資産の購入資金については、当機構までお問い合わせください。

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
最新の金利情報についてはホームページをご覧ください。

<http://hp.wam.go.jp/>

標準建設費の計算

■建築(新築または増改築)する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{建築単価} + \text{設計監理費}$$

①
②
③

■建物を購入・賃借する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{購入・賃借単価}$$

①
②

(注) 補助金等がある場合は、建設事業費から補助金等を差し引いた額と標準建設費に融資率(左頁参照)を乗じた額とのいずれか低い額が融資限度額となります。

①融资对象面额

実際の建物延面積と標準建築面積のいずれか少ない方の面積を融資対象面積とします。

【標準建築面積】

区 分		単 位	建築・購入の標準面積
一般病院施設		病 床 1 床 当 た り	60m ²
付属施設	看 護 師 宿 舎	収 容 人 員 1 人 当 た り	33m ²
	職 員 宿 舎	1 戸 当 た り	84m ²
	保 育 施 設	利 用 人 員 1 人 当 た り	11m ²

(注) 1. 次に掲げる病院の病院施設にかかる標準面積はそれぞれ次の面積となります。

- 1) ①青育機関附属の病院(大学病院)②臨床研修指定病院 ③地域医療支援病院 ④簡便教育病院
⑤医師会立の開放型病院 病床1床当たり 70m²
2) 1)以外の病院で特殊な設備を有する病院、救急告示病院 病床1床当たり 67m²
3) 精神科病院(床)、結核病院(床) 病床1床当たり 46m²
2. 指定通所リハビリテーション事業所を設置する場合は、当該部分として1,000m²を限度として加算します。
3. 在宅介護支援センターを設置する場合は、当該部分として109.7m²を限度として加算します。
4. 建物賃借に要する資金に係る標準面積は、上記面積の75%とします。

②建築(購入・賃借)単価

実際の建築(購入・賃借)単価(③の設計監理費を除く)と次表の標準建築単価との**いずれか低い方の単価**を建築単価とします。

【標準建築單位】

(1m²当たり対上四)

区 分		青森県から鹿児島県まで		北海道地域	
		病院施設	付属施設	病院施設	付属施設
耐 火	5階以上	252,500	247,000	260,400	254,300
	4階以下	237,700	231,700	244,900	238,300
準耐火		202,600	210,200	209,600	221,200
その他		163,300	164,100	169,900	170,600

(注) 1. 階数は建築する階数です。

2. 建物の購入または賃借に要する資金にかかる1㎡当たりの単価は、次のとおりとなります。(100円未満の端数は切り捨て)
- 1) 購入の場合 標準建築単価×1.05×(法定耐用年数－経過年数)÷法定耐用年数
- 2) 賃借の場合 標準建築単価×1.05×100分の80
3. 実際の購入単価 購入価格と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を購入面積で除した額
- 実際の賃借単価 賃借に要する資金と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を賃借面積で除した額
4. 賃借の場合、内蔵改修のみの搬送は行いません。

③設計監理費

実際の設計監理費と①の面積に②の単価を乗じた金額の5%のいずれか低い方の額とします。

特定病院の融資条件

特定病院

①法人の開設する病院であって、次に掲げる病院

- ア. 地域医療支援病院
- イ. 医育機関附属の病院(大学病院)
- ウ. 臨床研修指定病院
- エ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で精神病床200床以上の病院
- オ. 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院
- カ. 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う病院のうち病床数100床以上の病院

②療養病床を有する病院

※上記①、②の条件に該当するかについては、申し込まれた施設整備計画の内容により判断いたします。

◆特定病院についての融資条件

	新築・増改築資金
融資限度額	原則として12億円 ただし、法人の収益性等一定基準を満たしている場合は、12億円を超えての融資が可能です。

500床以上の病院についての融資条件

500床以上の病院

改正医療法(平成18年法律第84号)に定められた都道府県の医療計画に基づき、500床以上の病院に対する融資は5疾病5事業等に係る医療連携体制施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制(医療連携体制)に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する当該部門の整備に限定します。

●融資対象事業

- (1) 医療法第30条の4第2項第4号に基づき、厚生労働省令(医療法施行規則第30条の28)で定める事業
 - 1. がん 2. 脳卒中 3. 急性心筋梗塞 4. 糖尿病 5. 精神疾患
- (2) 医療法第30条の4第2項第5号イ～ホに規定する事業
 - 1. 救急医療 2. 災害時における医療 3. へき地の医療 4. 周産期医療
 - 5. 小児医療(小児救急医療を含む)
- (3) 医療法第30条の4第2項第5号ヘに規定する事業
 - 都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

①融資対象部門

- (1) 病棟部門
 - 1. 該当事業の病棟の延床面積(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、小児医療、周産期医療(NICU含む))
 - 2. 病棟全体の延床面積(救急医療(救命救急センター)、災害医療(災害拠点病院)、へき地医療(へき地医療拠点病院))
 - 3. その他該当病棟の延床面積(5疾病5事業以外で、都道府県知事が特に必要と認める医療)
- (2) 診療部門

②融資対象外部部門

管理部門

※融資対象事業や融資対象部門の詳細については、当機構までお問い合わせください。

「急性期及び専門診療等」とは平成24年3月30日付け医政指発第0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」に定める機能のうち下記のことをいいます。

がん

専門的ながん診療機能【専門診療】

脳卒中

救急医療の機能【急性期】

急性心筋梗塞

救急医療の機能【急性期】

糖尿病

血糖コントロール不可例の治療を行う機能【専門治療】

精神疾患

精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能【専門医療】

認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能【認知症】

救急医療

救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】

入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能【入院救急医療】

災害医療

災害拠点病院としての機能【災害拠点病院】

DMAT等医療従事者を派遣する機能【災害急性期の応援派遣】

へき地医療

へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】

周産期医療

周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】

母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】

小児医療

小児専門医療を担う機能【小児専門医療】

入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】

高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】

小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

介護老人保健施設

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)	
新築資金	新設の場合	建築または購入	耐火 20年超30年以内 (3年以内)	1.限度額 建築資金 7億2千万円 都市型 1億円加算 認知症専門棟 8,000万円加算 看護師宿舎 6,000万円加算 保育施設 1,500万円加算 在宅介護支援センター 2,000万円加算 2.標準建設費の75%以内 ①療養病床の介護老人保健施設への転換にかかる資金については、融資率を90%以内とします。 ②介護施設の緊急整備にかかる補助事業の対象となった資金については、融資率を90%以内とします。 ③在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設の基本施設サービス費を取得する施設または在宅復帰・在宅療養支援機能加算を取得する施設の建築資金については融資率を85%以内とします。 3.土地取得資金 3億円 新築資金及び増改築資金(定員の増員又は移転事業の場合)については、土地取得資金も融資の対象となります。(25頁参照)	
			耐火・その他 20年以内 (2年以内)		
		賃借	敷金・保証金等		15年以内 (1年以内)
			権利金		5年以内 (6か月以内)
増改築資金	増改築の場合	建築または購入	耐火 20年超30年以内 (3年以内)		
			耐火 20年以内 (2年以内) その他15年以内 (2年以内)		
		賃借	敷金・保証金等		15年以内 (1年以内)
			権利金		5年以内 (6か月以内)
機械購入資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合		5年以内 (6か月以内)	1.限度額 5,000万円 2.購入価格の75%以内 (1品の価格が20万円以上)	
長期運転資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合		3年以内 (6か月以内)	1.限度額 1,000万円 2.所要資金の75%以内	
	新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する運転資金		5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内 (1年以内)	限度額 1億円	
	経営安定化資金 (33頁参照)				

(注) 災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
最新の金利情報についてはホームページをご覧ください。

<http://hp.wam.go.jp/>

標準建設費の計算

■ 建築(新築または増改築)する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{建築単価} + \text{設計監理費}$$

①
②
③

■建物を購入・賃借する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{購入・賃借単価}$$

(注)補助金等がある場合は、建設事業費から補助金等を差し引いた額と標準建設費に融資率(左頁参照)を乗じた額とのいずれか低い額が融資限度額となります。

①融資対象面積

実際の建物延面積と標準建築面積のいずれか少ない方の面積を融資対象面積とします。

【標準建築面積】

区分		単 位	建築・購入の標準面積
介護老人保健施設		収容定員1人当たり	45m ²
付属施設	看護師宿舎	収容人員1人当たり	33m ²
	職員宿舎	1戸当たり	84m ²
	保育施設	利用人員1人当たり	11m ²

(注) 1. 在宅介護支援センターを設置する場合は、当該部分として109.7m²を限度として加算します。

2. 指定通所リハビリテーション事業所を設置する場合は、当該部分として1,000㎡を限度として加算します。

3. 生活支援ハウスを設置する場合は、当該部分として利用定員1人当たり43.75㎡を限度として加算します。ただし、指定通所リハビリテーション事業所を設置する場合に限ります。

4. 建物賃借に要する資金に係る標準面積は、上記面積の75%とします。

②建築(購入・賃借)単価

実際の建築（購入・賃借）単価（③の設計監理費を除く）と次表の標準建築単価とのいずれか低い方の単価を建築単価とします。

【標準建築単価】

(1m²当たり:円)

区分		青森県から鹿児島県まで		北海道地域	
		介護老人保健施設	付属施設	介護老人保健施設	付属施設
耐 火	5階以上	252,500	247,000	260,400	254,300
	4階以下	237,700	231,700	244,900	238,300
準耐火		202,600	210,200	209,600	221,200
その他		163,300	164,100	169,900	170,600

(注) 1. 階数は連続する階数です。

2. 建物の購入又は賃借に要する資金にかかる1㎡当たりの単価は次のとおりとなります。(100円未満の端数は切り捨て)

1) 購入の場合 $\text{標準建築単価} \times 1.05 \times (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) \div \text{法定耐用年数}$

2) 賃借の場合 標準建築単価 $\times 1.05 \times 100$ 分の80

3. 実際の購入単価 購入価格と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を購入面積で除した額

実際の賃借単価 賃借に要する賃金と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を賃借面積で除した額

4. 賃借の場合、内部改修のみの融資は行いません。

③設計監理費

実際の設計監理費と①の面積に②の単価を乗じた金額の5%のいずれか低い方の額とします。

診療所（一般診療所・歯科診療所・共同利用施設）

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融 資 額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金	〈有床診療所〉 病床不足地域における新設の場合 〈無床・歯科診療所〉 診療所不足地域における新設の場合 地域の実情により特に必要と認められる新設の場合	建築または購入	耐火20年以内 (2年以内) その他15年以内 (2年以内)	1.限度額 建築資金 5億円 2.標準建設費の80%以内 3.土地取得資金 3億円 新築資金及び甲種増改築資金(増床又は移転事業の場合)については、土地取得資金も融資の対象となります(25頁参照)。
			15年以内 (1年以内)	
		賃借	5年以内 (6か月以内)	
増改築資金	甲種 〈有床診療所〉 病床不足地域における増改築の場合 〈無床・歯科診療所〉 診療所不足地域における増改築の場合	建築または購入	耐火20年以内 (1年以内) その他15年以内 (1年以内)	1.限度額 2,500万円 ただし、 救急診療所 3,000万円 健診センター 4,500万円 共同利用施設 6,000万円(※) 2.購入価格の80%以内 (1品の価格が10万円以上)
			15年以内 (1年以内)	
		賃借	5年以内 (6か月以内)	
	乙種 〈有床診療所〉 病床充足地域における増改築の場合 〈無床・歯科診療所〉 診療所充足地域における増改築の場合	建築または購入	耐火20年以内 (1年以内) その他15年以内 (1年以内)	
			15年以内 (1年以内)	
		賃借	5年以内 (6か月以内)	
機械購入資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合		5年以内 (6か月以内)	1.限度額 2,500万円 ただし、 救急診療所 3,000万円 健診センター 4,500万円 共同利用施設 6,000万円(※) 2.購入価格の80%以内 (1品の価格が10万円以上)
長期運転資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合		3年以内 (6か月以内)	1.限度額 300万円 2.所要資金の80%以内
	新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する運転資金		5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内 (1年以内)	限度額 4,000万円
	経営安定化資金 (33頁参照)			

(注) 災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。

(※) 医師会の開設する共同利用施設が下記特定機械を購入する場合は限度額を7,500万円、償還期間を8年以内とします。

・核磁気共鳴画像撮影装置 ・電子カルテ等診療情報提供システム

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
最新の金利情報についてはホームページをご覧ください。

<http://hp.wam.go.jp/>

標準建設費の計算

■建築(新築または増改築)する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{建築単価} + \text{設計監理費}$$

①
②
③

■建物を購入・賃借する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{購入・賃借単価}$$

①
②

(注)補助金等がある場合は、建設事業費から補助金等を差し引いた額と標準建設費に融資率(左頁参照)を乗じた額といずれか低い額が融資限度額となります。

① 融資対象面積

実際の建物延面積と標準建築面積のいずれか少ない方の面積を融資対象面積とします。

【標準建築面積】

区 分			建築・購入の標準面積	備 考
診療所施設	一般診療所	1～5床	500㎡	ア 住居部分の加算 33㎡ イ 無床診療所または歯科診療所で 医師（歯科医師）が2人以上従事 する場合の加算 15㎡ ウ 一般診療所とあわせて指定通所 リハビリテーション事業所を行う 場合の加算 500㎡
		6～10床	600㎡	
		11～15床	750㎡	
		16～19床	900㎡	
		無 床 診 療 所	300㎡	
		健 診 セ ン タ ー	1,400㎡	
		指定通所リハビリテーション事業所専門	1,000㎡	
		歯 科 診 療 所	200㎡	
		共 同 利 用 施 設	900㎡	
付属施設	看 護 師 宿 舎	収容人員×33㎡		
	保 育 施 設	利用人員×11㎡		

(注) 建物価償に関する費金に係る標準面積は、上記面積の75%とします。

②建築(購入・賃借)単価

実際の建築(購入・賃借)単価(③の設計監理費を除く)と次表の標準建築単価とのいずれか低い方の単価を建築単価とします。

【標準建築単価】

(1m²当量-4:14)

区分			青森県から鹿児島県まで		北海道地域	
			診療所施設	付属施設	診療所施設	付属施設
建築	耐	火	220,800	219,300	228,000	225,900
	準	耐火	201,000	201,900	208,000	212,900
	そ	の他	166,700	159,500	173,400	166,000
購入	耐	火	231,800	230,200	239,400	237,100
	準	耐火	211,000	211,900	218,400	223,500
	そ	の他	175,000	167,400	182,000	174,300
賃借	耐	火	185,400	184,200	191,500	189,700
	準	耐火	168,800	169,500	174,700	178,800
	そ	の他	140,000	133,900	145,600	139,400

(注) 1. 中古建物を購入する場合の標準建築単価は、次のとおりとします。(100円未満の端数は切り捨て)

$$\text{購入の標準建築単価} \times (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) \div \text{法定耐用年数}$$

2. 実際の購入単価 購入価格と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を購入面積で除した額

実価の価額単価 価額に要する資金と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を価額面積で除した額

3. 賃借の場合、内部改修のみの融資は行いません。

③設計監理費

実際の設計監理費と①の面積に②の単価を乗じた金額の5%のいずれか低い方の額とします。

土地取得資金

病院の耐震化整備事業については30頁をご参照ください。(耐震化整備事業の場合、融資対象面積・標準土地取得単価・標準土地整備単価の考え方は用いません。)

■融資対象は…

- 病院：新築資金、甲種増改築資金(増床又は移転事業)、社会医療法人の乙種増改築資金(移転事業)に伴う場合
- 診療所：新築資金、甲種増改築資金(増床又は移転事業)に伴う場合
- 介護老人保健施設：新築資金、増改築資金(入所定員の増員又は移転事業)に伴う場合

(注) 1. 当該土地が取得済みのものであっても、借入申込年度の前年度4月1日以降に取得(所有権移転登記年月日)したものであれば融資の対象とします。

2. 土地取得資金のみの融資は行いません。

■融資額は…

次の算式で得た金額です。ただし、3億円を限度とします。

$$\begin{aligned} & \text{① 融資対象面積} \times \text{② 標準土地取得単価} \times \text{施設ごとの融資率(90\%、80\%、75\%、70\%)} \\ & \text{融資対象面積} \times \text{標準土地整備単価} \times \text{施設ごとの融資率(90\%、80\%、75\%、70\%)} \end{aligned}$$

①融資対象面積

融資の対象となった建物の面積(標準面積を限度とします)の3倍。(実際の取得面積を限度とします)

なお、融資の対象とする土地の面積は、実測面積となります。

②標準土地取得単価及び標準土地整備単価

実際の取得(整備)単価と次表の単価とのいずれか低い方を標準土地取得単価及び標準土地整備単価とします。

(1㎡当たり:円)

区 分	土 地 取 得 単 価			土 地 整 備 単 価
	1階～3階	4階～5階	6階以上	
別表の地域	33,500	50,250	67,000	16,700
別表以外の 地 域	19,700	29,550	39,400	9,800

(注) 階数は地上階数です。

別 表

都道府県	地 域
北海道	札幌市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市
秋田県	秋田市
山形県	山形市
福島県	福島市
茨城県	水戸市・取手市・牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市・高崎市
埼玉県	川越市・熊谷市・川口市・さいたま市・所沢市・飯能市・東松山市・春日部市・狭山市・鴻巣市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・桶川市・久喜市・北本市・八潮市・富士見市・ふじみ野市・三郷市・蓮田市・坂戸市・幸手市・鶴ヶ島市・日高市・吉川市・白岡市・伊奈町・三芳町・毛呂山町・宮代町・杉戸町・松伏町
千葉県	千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・佐倉市・習志野市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市・四街道市・成田市・茂原市・印西市・白井市・酒々井町
東京都	特別区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・西東京市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・あきる野市・羽村市・瑞穂町・日の出町
神奈川県	横浜市・川崎市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・相模原市・三浦市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・綾瀬市・葉山町・大磯町・二宮町・中井町・大井町・松田町・開成町・雙川町・寒川町
新潟県	新潟市
富山県	富山市
石川県	金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市・大月市・上野原市
長野県	長野市
岐阜県	岐阜市
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・伊東市・清水町・長泉町
愛知県	名古屋市・一宮市・春日井市・江南市・稲沢市・尾張旭市・岩倉市・豊明市・安城市・刈谷市・大府市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市・東郷町・豊山町
滋賀県	大津市・草津市
京都府	京都市・宇治市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・大山崎町・久御山町・京田辺市・木津川市・精華町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・高石市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・阪南市・島本町・豊能町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町・河南町
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・加古川市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
奈良県	奈良市・大和高田市・大和郡山市・橿原市・生駒市・天理市・香芝市・葛城市・王寺町・河合町・上牧町・平群町・三郷町・斑鳩町・田原本町
和歌山県	和歌山市・田辺市・新宮市
鳥取県	鳥取市
島根県	松江市
岡山県	岡山市
広島県	広島市・呉市・廿日市市・府中町・海田町
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市・宇和島市・八幡浜市
高知県	高知市
福岡県	福岡市・北九州市
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市

医療従事者養成施設

資金種類	融資を受けられる場合			償還期間(うち原資期間)	融資額(次の1,2のいずれか低い額となります。)
新築資金	新設の場合	建築または購入		耐火20年(2年)以内 その他15年(2年)以内	1.限度額 5億円 2. 標準建設費 (29頁参照)の70%以内
		賃借	敷金・保証金等	15年(1年)以内	
			権利金	5年(6か月)以内	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入		耐火20年(1年)以内 その他15年(1年)以内	
		賃借	敷金・保証金等	15年(1年)以内	
			権利金	5年(6か月)以内	
入機資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合			5年(6か月)以内	1.限度額 下記(注)1参照 2.購入価格の70%以内 (1品の価格が10万円以上)
長期運転資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合			3年(6か月)以内	1.限度額 120万円 2.所要資金の70%以内

(注) 1. 施設ごとの機械購入資金限度額

看護師、准看護師、理学療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士	1,200万円
作業療法士、歯科衛生士	600万円
助産師	150万円

2. 看護師及び准看護師養成施設については融資率を80%以内とします。
3. 災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。

助産所

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間(うち原資期間)	融資額(次の1,2のいずれか低い額となります。)
新築資金	不足地域における新設の場合	建築または購入	耐火15年(2年)以内 その他10年(2年)以内	1.限度額 4億円 2. 標準建設費 (29頁参照) の70%以内
		賃借	敷金・保証金等	
			権利金	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入	耐火15年(1年)以内 その他10年(1年)以内	
		賃借	敷金・保証金等	
			権利金	

- (注) 1. 開設地が助産所の不足地域であるかどうかは、当機構までお問い合わせください。
2. 災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
最新の金利情報についてはホームページをご覧ください。

<http://hp.wam.go.jp/>

指定訪問看護事業

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間(うち重畳期間)	融資額(次の1、2のいずれか低い額となります。)	
新築資金	新設の場合	建築または購入	7年(1年)以内	1.限度額 100万円 2.所要資金の80%以内	
		賃借	敷金・保証金等		7年(1年)以内
			権利金		5年(6か月)以内
増改築資金	増改築の場合	建築または購入	7年(1年)以内		
		賃借	敷金・保証金等		7年(1年)以内
			権利金		5年(6か月)以内
入機資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合		5年(6か月)以内	1.限度額 200万円 2.購入価格の80%以内 (1品の価格が10万円以上)	
長期運転資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合 看護師その他従事者の増員に伴い必要な場合		3年(6か月)以内	1.限度額 500万円 2.所要資金の80%以内	

(注)災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
最新の金利情報についてはホームページをご覧ください。

<http://hp.wam.go.jp/>

標準建設費の計算(医療従事者養成施設・助産所)

■建築(新築または増改築)する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{建築単価} + \text{設計監理費}$$

①
②
③

■建物を購入・賃借する場合

$$\text{標準建設費} = \text{融資対象面積} \times \text{購入・賃借単価}$$

①
②

①融資対象面積

実際の建物延面積と次の標準建築面積のいずれか少ない方の面積を融資対象面積とします。

【標準建築面積】

区 分		建築・購入の標準面積
医療従事者養成施設		学生(生徒)定員数×20m ²
有床助産所	基 準	33m ²
	加 算	収容人員×14m ² (居住部分33m ²)
無 床 助 産 所		22m ²

(注)建物賃借に要する資金に係る標準面積は、上記面積の75%とします。

②建築(購入・賃借)単価

実際の建築(購入・賃借)単価(③の設計監理費を除く)と次表の標準建築単価とのいずれか低い方の単価を建築単価とします。

【標準建築単価】

(1m²当たり:円)

区 分		青森県から鹿児島県まで		北海道地域	
		医療従事者 養成施設	助 産 所	医療従事者 養成施設	助 産 所
建築	耐 火	210,600	196,300	217,900	203,500
	準 耐 火	182,700	177,600	188,400	184,600
	そ の 他	139,800	148,300	145,400	157,300
購入	耐 火	221,100	206,100	228,700	213,600
	準 耐 火	191,800	186,400	197,800	193,800
	そ の 他	146,700	155,700	152,600	165,100
賃借	耐 火	176,900	164,800	183,000	170,900
	準 耐 火	153,400	149,100	158,200	155,000
	そ の 他	117,400	124,500	122,100	132,100

(注) 1. 中古建物を購入する場合の標準建築単価は、次のとおりとします。(100円未満の端数は切り捨て)

$$\text{購入の標準建築単価} \times (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) \div \text{法定耐用年数}$$

2. 実際の購入単価は、購入価格と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を購入面積で除した額

実際の賃借単価は、賃借に要する資金と内部改修費(その他の工事費を除く)の合計額を賃借面積で除した額

3. 賃借の場合、内装改修のみの融資は行いません。

③設計監理費

実際の設計監理費と①の面積に②の単価を乗じた金額の5%の**いずれか低い方の額**とします。

病院の耐震化整備事業に関する資金

病院の耐震化整備事業については、下記の取扱いを実施しております。

資金種類	増改築資金及び土地取得資金（増床又は移転事業）	
融資対象	次の建物について耐震化を図るために建替え又は耐震改修する場合の増改築資金及び土地取得資金 ① 未耐震と証明された建物 ② 耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物	
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。	
融資率	建設費	建設費の概ね95%（交付金等の対象整備については、交付金等相当額を除きます。） ※P.17、P.18の標準建設費（標準建築面積・標準建築単価）の考え方は用いません。
	土地取得費	増床又は移転事業に伴う土地取得費の概ね95% ただし、病床過剰地域における土地取得資金は30億円以内で年間償還額が耐震化整備による増収効果額の範囲内であることが必要です。 ※P.25の融資対象面積・標準土地取得単価・標準土地整備単価の考え方は用いません。
償還期間 （うち据置期間）	耐 火 20年超30年以内（3年以内） 耐 火 20年以内（2年以内） その他 15年以内（2年以内）	
その他	担保等その他の融資条件は通常の増改築資金及び土地取得資金と同じです。	

地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備事業に関する資金

	医療機関の高台移転整備	左記以外の事業
融資対象	地域医療再生計画に基づき施設整備を行うもののうち、高台移転整備を行うもの	地域医療再生計画に基づき施設整備を行う場合（高台移転整備を除く）
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。	
融資率	建設費の概ね95%	建設費の概ね90%
	（交付金等の対象整備については、交付金相当額を除きます。） ※標準建設費（標準建築面積・標準建築単価）の考え方は用いません。	
その他	担保等その他の融資条件は通常の新築資金及び増改築資金と同様です。 なお、高台移転整備事業に係る土地取得資金は、土地取得費の概ね95%となります。	

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる高台移転整備及び耐震化整備事業に関する資金

	高台移転整備	耐震化整備	左記以外の整備
融資対象	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる高台移転整備	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる耐震化整備	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる左記以外の整備
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。		
融資率	建設費の概ね95% ※P.21、P.22の標準建設費（標準建築面積・標準建築単価）の考え方は用いません。	標準建設費の90%	標準建設費の90%
	（交付金等の対象整備については、交付金相当額を除きます。）		
その他	担保等その他の融資条件は通常の新築資金及び増改築資金と同様です。 なお、高台移転整備事業に係る土地取得資金は、土地取得費の概ね95%となります。		

国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画に基づく施設整備事業に関する資金

融資対象	総合特別区域法に定める総合特別区域計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のうち、当該計画の対象となる病院、診療所、介護老人保健施設、助産所及び医療従事者養成施設並びに指定訪問看護事業		
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。		
融資率	建築資金 ※標準建設費（標準建築面積・標準建築単価）の考え方は用いません。	建設費の概ね90%	
	機械購入資金	購入費の概ね90%	
その他	担保等その他の融資条件は通常の新築資金及び増改築資金と同様です。		

病院等の自家発電設備等の導入工事に関する資金

資金種類	新築資金及び増改築資金	
融資対象	次の施設について、災害時等の非常用電源として、自家発電設備等の導入を図るための建築資金及び自家発電設備所要額。 病院 介護老人保健施設 診療所	
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。	
融資限度額	病院、介護老人保健施設・・・7.2億円＋自家発電設備所要額 診療所・・・5億円＋自家発電設備所要額	
融資率	本体建設費	病院、診療所・・・85% 介護老人保健施設・・・80%
	自家発電設備	95%
その他	担保等その他の融資条件は通常の新築資金及び増改築資金と同じです。	

医療施設の再生可能エネルギー等施設整備事業及び環境・エネルギー対策に係る設備整備事業に関する資金

	医療施設の再生可能エネルギー等施設整備事業	環境・エネルギー対策に係る施設整備事業
融資対象	「都市の低炭素化の促進に関する法律」により低炭素建築物として認定された建築物※	環境・エネルギー対策に資する整備事業 ①地球温暖化対策施設整備事業実施要項に規程する整備内容（補助金が交付されない事業も対象）となります。 ②「第1種指定事業者（上水道業、下水道業及び廃棄物処理業を除く。）による中長期的な計画の作成のための指針」の設備整備など
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。	
融資率	病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、医療従事者養成施設 90%	病院、診療所、医療従事者養成施設（看護師・准看護師） 90% 介護老人保健施設 85% 助産所、医療従事者養成施設（上記以外） 80% （※設備整備部分についてのみ優遇）
その他	担保等その他の融資条件は通常の新築資金及び増改築資金と同様です。	

※低炭素建築物の認定については、建設地の所管行政庁にご照会ください。

病院の高額医療機器に係る機械購入資金

資金種類	機械購入資金
融資対象	民間金融機関が融資しない高額な医療機器（1品あたりの購入価格が5千万円以上）
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。
融資限度額	7.2億円
融資率	80%
償還期間 (うち据置期間)	高額な医療機器……………5年以内（6か月以内） 先進医療に使用する機器………10年以内（6か月以内）
担保	不動産、診療報酬（介護報酬）又は動産譲渡担保
保証	病院の保証と同じです。（5頁参照）

経営安定化資金（長期運転資金）

資金使途	病院、診療所又は介護老人保健施設の経営が、一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び経営改善のために必要な資金（肩代わり資金）
利率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（ http://hp.wam.go.jp/ ）をご覧ください。
融資限度額	病院……………3.6億円 介護老人保健施設……………1億円 診療所……………4,000万円
経営診断	原則として機構の経営診断・指導を受けていただきます。
償還期間 (うち据置期間)	病院……………8年以内（1年以内） 介護老人保健施設・診療所……………5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内（1年以内）
担保	原則として提供していただきます。 なお、融資の対象となる施設の建物・敷地に加えて、診療報酬債権等を担保（診療報酬月額等の2倍以内）としていただくことが可能です。
保証	病院・介護老人保健施設・診療所の保証と同じです。（5頁参照）

(※) 融資対象施設により、直接貸付・代理貸付の取り扱いが異なります。詳しくは、4頁の「直接貸付・代理貸付」の範囲区分をご参照ください

療養病床転換支援資金（長期運転資金）

融 資 対 象	現に療養病床を有する病院または診療所の当該療養病床を当該都道府県の地域ケア体制整備構想に沿って次に掲げる施設に転換するもの 1) 介護老人保健施設 2) 特別養護老人ホーム 3) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 4) 認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設 5) 生活支援ハウス 6) 小規模多機能型居宅介護事業に係る施設 7) 特定有料老人ホーム 8) 有料老人ホーム（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づくものに限る。） 9) 一般有料老人ホーム
融 資 の 相 手	療養病床転換施設に応じた当機構が定める融資の相手方
資 金 使 途	療養病床の転換に際し、療養病床整備時に民間金融機関から借入れている債務の償還負担軽減又は転換計画遂行のために一時的に必要な運転資金
利 率	利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 最新の金利情報についてはホームページ（http://hp.wam.go.jp/）をご覧ください。
融 資 限 度 額	原則4億8千万円、特に必要と認められる場合は7億2千万円
償 還 期 間 （うち据置期間）	原則10年以内、特に必要と認められる場合は20年以内 （1年以内）
担 保	不動産担保 原則として転換後の施設の建物、敷地を提供していただきます。
保 証	病院及び診療所の保証と同じです。（5頁参照）
取 扱 期 間	平成30年3月31日まで
そ の 他	ご利用に際しては、療養病床転換計画書及び転換計画が地域ケア構想に合致している旨の都道府県知事の証明書が必要です。

○療養病床を都道府県の地域ケア体制整備構想に沿って転換する場合は、当機構の既往貸付金についても、償還期間を延長する支援策がありますので、当機構までお問い合わせください。

受託金融機関一覧表

【銀行】 (110)

十三	八重	銀	行
百	五	銀	行
滋	賀	銀	行
京	都	銀	行
近	畿	阪	銀
池	田	州	銀

第 二 銀 行
関 西 アーバン 銀 行
大 正 銀 行
み な と 銀 行
島 根 銀 行
ト マ ト 銀 行
も み じ 銀 行

山形信信用金庫
米沢信信用金庫
鶴岡信信用金庫
盛岡信信用金庫

足立	成和	信用	金庫
西京	信用	金庫	
西武	信用	金庫	
東武	信用	金庫	
城北	信用	金庫	

瀧川信用金庫
 野鴨信用金庫
 川梅信用金庫
 信用金庫
 多摩信用金庫
 新三信用金庫
 上越信用金庫
 甲府信用金庫
 山梨信用金庫
 長野信用金庫
 松本信用金庫
 上田信用金庫
 諏訪信用金庫
 飯田信用金庫
 アルプス中央信用金庫
 富山信用金庫
 高岡信用金庫
 にかわ信用金庫
 氷見信用金庫
 沢共信用金庫
 のと共信用金庫
 北陸信用金庫
 鶴来信用金庫
 興能信用金庫
 福井信用金庫
 敦賀信用金庫
 越前信用金庫
 静岡信用金庫
 静清信用金庫
 浜松信用金庫
 沼津信用金庫
 三島信用金庫
 富士宮信用金庫
 富田信用金庫
 磐田信用金庫
 焼津信用金庫
 掛川信用金庫
 富士信用金庫
 遠州信用金庫
 岐山信用金庫
 大高信用金庫
 東濃信用金庫
 関西信用金庫
 濃橋信用金庫
 岡崎信用金庫
 いちい信用金庫
 瀬戸信用金庫
 半田信用金庫

知多信用金庫
 豊田信用金庫
 豊田信用金庫
 西尾信用金庫
 蒲郡信用金庫
 中津信用金庫
 東春信用金庫
 津信信用金庫
 北伊勢信用金庫
 伊勢信用金庫
 三重信用金庫
 桑名信用金庫
 滋賀中央信用金庫
 長浜信用金庫
 湖東信用金庫
 京都信用金庫
 京都中央信用金庫
 京都北都信用金庫
 大阪信用金庫
 大阪市信用金庫
 大阪商工信用金庫
 永和信用金庫
 三信信用金庫
 大阪東信用金庫
 摂津信用金庫
 奈良信用金庫
 大和信用金庫
 奈良中央信用金庫
 きのくに信用金庫
 姫路信用金庫
 播磨信用金庫
 兵庫信用金庫
 尼崎信用金庫
 日新信用金庫
 淡路信用金庫
 但馬信用金庫
 西兵庫信用金庫
 中兵信用金庫
 但馬信用金庫
 鳥取信用金庫
 米子信用金庫
 倉吉信用金庫
 日本海信用金庫
 日根中央信用金庫
 島根中央信用金庫
 おかやま信用金庫
 水島信用金庫
 津山信用金庫
 玉島信用金庫
 吉備信用金庫
 広島信用金庫

呉信用金庫
 しなみ信用金庫
 西中国信用金庫
 徳島信用金庫
 高松信用金庫
 観音寺信用金庫
 愛媛信用金庫
 東予信用金庫
 幡多信用金庫
 高知信用金庫
 福岡ひびき信用金庫
 大川信用金庫
 遠賀信用金庫
 唐津信用金庫
 佐賀信用金庫
 たちばな信用金庫
 熊本信用金庫
 熊本第一信用金庫
 熊本中央信用金庫
 大分信用金庫
 大分みらい信用金庫
 高鍋信用金庫
 鹿児島信用金庫
 鹿児島相互信用金庫
 奄美大島信用金庫

岐阜県医師信用組合
 滋賀県信用組合
 大阪府医師信用組合
 兵庫県医療信用組合
 兵庫県信用組合
 淡陽信用組合
 和歌山県医師信用組合
 広島県信用組合
 福岡県医師信用組合
 佐賀県医師信用組合
 長崎県医師信用組合
 熊本県医師信用組合
 大分県信用組合
 鹿児島県医師信用組合

(平成25年4月1日現在)

【合 計】 (349)

【組合金融機関】 (1)

商工組合中央金庫

【信用組合】 (32)

岩手県医師信用組合
 山形県医師信用組合
 茨城県信用組合
 群馬県医師信用組合
 埼玉県医師信用組合
 君津信用組合
 神奈川県医師信用組合
 神奈川県歯科医師信用組合
 静岡県医師信用組合
 新潟県信用組合
 都留信用組合
 長野県信用組合
 富山県医師信用組合
 石川県医師信用組合
 福井県医師信用組合
 愛知県医療信用組合
 愛知県医師信用組合
 岐阜商工信用組合

団体信用生命保険特約制度

この団体信用生命保険特約制度は、当機構個人融資先を対象とした生命保険で、その主な内容は、次のとおりです。

①この保険制度はあくまでも任意加入ですが、お客さまにとって大変有利な保険であり、お客さまに対するサービスの一つとしてご案内しているものです。お役に立つものと思いますので、ご加入をお奨めいたします。

②この保険の特長は次のとおりです。

- ・わずかな負担で、万一のときにお借入金を保険金で返済するもので、ご家族は、その後の生活の安定を図ることができるほか、保証人にご迷惑をかけないですみます。
- ・ご融資の債務残高を保障する合理的な保険です。
- ・団体扱いの掛け捨ての保険ですから、わずかな負担ですみます。しかも債務残高が保障額ですので、ご返済が進むにしたがって特約料は少なくなっていくます。また、一般の生命保険は長いのが普通ですが、この団信保険はご融資期間に合わせた特別な保険ですから、無駄が省けます。

③ご加入は、満20歳以上60歳未満の方で、借入額500万円からご利用いただければ、最高保障額1億円までです。

④ご加入の意思表示の有無については、借入申込書の該当欄に記入していただきます。

⑤機構から貸付内定通知書を差し上げる際に同封いたします申込関係書類（(ア)申込書兼告知書、(イ)債務弁済委託契約申込書、(ウ)預金口座振替依頼書、(エ)返信用封筒）で手続きをお取りいただきます。

⑥ご加入の手続きは、上記の申込関係書類にお客さまが記入捺印し、取扱店で(ウ)預金口座振替依頼書に口座確認印を受けた上で、保険契約者である公益財団法人社会福祉振興・試験センターに返信用封筒で郵送してください。

なお、保障額が5,000万円以上の方については、医師の診断書を添付していただく必要があります。生命保険会社の審査後、特約料の引落しを行い加入となります。

注1) 資金種類が複数の場合、上記申込関係書類の(ア)と(イ)は資金ごとに必要です。

注2) この保険は、融資実行後、途中での加入はできません。

問い合わせ先

顧客業務部顧客業務課

電話 03-3438-9939

(保険契約者)

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

福祉第一部 電話 03-3486-7511

経営支援事業について

当機構では、社会福祉施設及び医療施設の経営の健全性と安定性の確保をお手伝いするために、以下の経営支援事業を行っております。

貸付事業とあわせて、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

経営支援の種類

1. 個別経営診断

診断の申込み内容にそって、その施設がもつ特殊事情等にも配慮しながら、診断を行います。個別経営診断は下記の3種類をご用意しております。

「簡易経営診断」・・・単年度の経営状況を全国平均と比較します。

「経営分析診断」・・・3か年の経営状況を同種・同規模施設と比較します。地域の状況、政策動向等を加えた「簡易経営診断」より詳細な診断です。

「実地調査を伴う診断」・・・貴施設にお伺いし、総合的な調査・分析を行ったうえで、具体的な改善策を提案します。

診断対象施設は次のとおりです。

福祉施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、認可保育所（簡易経営診断のみ対象）

医療施設：病院、介護老人保健施設

詳細については、ホームページに各診断のご案内を掲載していますので、そちらをご覧ください。

2. 経営セミナーの開催

施設機能に着目したセミナーにより、各テーマに沿った優良な実践事例等、施設の安定した経営基盤を構築するための、旬な情報をお届けしています。詳細については、ホームページをご覧ください。

料金

料金はおおよそ次のとおりですが、詳しくは直接当機構（経営支援室）にお問い合わせください。

1. 個別経営診断

簡易経営診断（福祉・医療施設とも）・・・1万円

経営分析診断（福祉施設）・・・5万円

（病院）・・・8万円

（介護老人保健施設）・・・5万円

実地調査を伴う診断・・・30万円～ 詳細についてはお問い合わせください。

2. 経営セミナー

8千円（複数日にわたるものは1日当たり8千円となります。）

個別経営診断に関するお問い合わせはこちらまで

経営支援室 経営支援課 TEL 03-3438-9935 FAX 03-3438-0371

機構トップページ > 経営支援事業 > 個別経営診断のご案内

経営セミナーに関するお問い合わせはこちらまで

経営支援室 経営企画課 TEL 03-3438-9932 FAX 03-3438-0371

機構トップページ > 経営支援事業 > 福祉・医療経営セミナーのご案内

HPアドレス <http://hp.wam.go.jp/>

医療貸付事業における個人情報の取り扱いについて

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業において、ご提供いただく個人情報は、下記目的により利用いたします。

- 1 ご本人さまの確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 (特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方)
独立行政法人福祉医療機構(医療貸付)特約火災保険制度の契約に係る事務手続きのためと機構と指定代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換
- 6 (団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方)
団体信用生命保険の契約に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び保険会社との間における情報交換

※個人情報及び顧客情報の取得については、業務遂行のために取得するほか、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。また、業務上知り得たお客さまに関する情報は、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により破棄しております。詳細は、福祉医療機構ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

MEMO

概要 (平成25年4月1日現在)

- 名 称 独立行政法人福祉医療機構
(英語表記: WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY)
- 所 在 地 [本 部] 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 (神谷町セントラルプレイス9階・10階)
[大阪支店] 大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号 (イトッビル3階)
- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)
- 主管省庁 厚生労働省
- 役 職 員 261 名
役員6名 (非常勤役員1名を含む)
職員255 名

沿革



※1 開業医承継支援事業は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結果を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基づき、平成20年3月末をもって廃止。

※2 本事業は、昭和63年度補正予算による政府からの出資金の運用益をもとに在宅介護を支援するための事業実施がはじまりである。社会福祉・医療事業団法の一部改正により、平成2年8月1日付で「長寿社会福祉基金」が創設された。なお、本事業は基金の四年遡納に伴い、平成22年度から社会福祉振興助成事業として実施している。

※3 教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成20年3月末をもって廃止。

独立行政法人 福祉医療機構

本部案内図



本 部

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13
(神谷町セントラルプレイス9階)

医療貸付部医療審査課

TEL (03) 3438-9940

FAX (03) 3438-0659

地下鉄: 日比谷線神谷町駅(虎ノ門方面4番出口)
より徒歩3分

J R: 新橋駅または浜松町駅よりタクシー約10分

大阪支店案内図



大阪支店

〒541-0054 大阪市中央区南本町3-6-14
(イトッビル3階)

医療審査課

TEL (06) 6252-0219

FAX (06) 6252-0240

地下鉄: 御堂筋線本町駅イトッビル9番出口